平成２３年（フ）第２２２２号
神奈川県海老名市下今泉１丁目14番76号　いずみコーポ101
債務者　小野　正良
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２２３号
神奈川県海老名市下今泉１丁目14番76号　いずみコーポ101
債務者　小野みよ子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０４号
青森市緑３丁目４番地10　桜田アパート２号
債務者　大内　享修
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
青森市緑３丁目４番地10　桜田アパート２号
債務者　大内　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附108番地２
債務者　本間　光秋
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後２時
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
静岡県富士市久沢807番地
債務者　佐野　　香
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５９号
静岡県富士市中里1124番地の２
債務者　山田　百枝
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９３３号
埼玉県桶川市坂田東３丁目６番地の７　セルバカーサ202号、破産開始決定時の住所埼玉県桶川市坂田東３丁目25番地の10
破産者　平川　大輔
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
北海道川上郡弟子屈町摩周１丁目１番１号
破産者　安久津法宏
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７３７号
茨城県那珂市下江戸986番地２
破産者　小貫　勇三
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７８７号
茨城県水戸市城南２丁目12番49―206号　サンデュエル水戸城南パークプラッツ
破産者　古塩　浩二
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９号
茨城県水戸市城東２丁目２番13―406号　サンクレイドル水戸、住民票上の住所茨城県石岡市三村3101番地
破産者　太田　利夫
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１３号
神奈川県座間市入谷４丁目６番地の１　東建座間ハイツ１―1425
破産者　森井　二郎
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８２号
仙台市太白区泉崎１丁目11番15号　グランデュール泉崎105
破産者　石山　新一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
仙台市青葉区八幡５丁目２番３号　コーポアオキ102
破産者　早坂　俊一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
仙台市若林区表柴田町68番地の１　ライオンズマンション一高前第１―302
破産者　嶋村美智代
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係